

臨海斎場施設整備基本方針（案）に基づく今後の取り組みについて

1. これまでの経緯

臨海斎場は、平成 16 年 1 月の開場以来 14 年が経過し、開設当初 4,000 件程度であった火葬件数は、平成 28 年度には 7,000 件を超え、直近の需要予測では平成 31 年度には 8,000 件を超えるとしている。

また、平成 27 年度にまとめた各区の人口ビジョンから推計した結果、今後、更なる火葬需要の増加が見込まれ、ピークとされる 2060 年（平成 72 年）の臨海斎場における火葬需要の推計は約 13,000 件となり、これは現在の 2 倍に近い火葬需要である。

この火葬需要に対応するべく、臨海部広域斎場組合（以下「組合」という。）より平成 30 年 2 月の臨海部広域斎場組合議会を経て、組合事務局から 6 月に臨海斎場施設整備基本方針（案）（以下「整備基本方針案」という。）（別紙 2 概要版）が示されたところである。

併せて、この整備基本方針案に沿った火葬炉の増設、式場等の増築及びこれらを含む施設全体の修繕更新に係る各組織区（港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区）の財政負担について、組合より提案され、今後、各組織区における合意形成を経た後、本年 8 月に開催される組合議会において最終報告をすることとされたところである。

2. 臨海斎場施設整備基本方針案の概要

施設・設備名	現状数	整備数	計画数
火葬炉	10	6	16
式場	4	3	7
会葬者控室・遺族控室・僧侶控室	各4	各3	各7
保冷库	24	16	40
火葬待合室	8	6	14

※増設する火葬炉前スペースに、炉ごと個別に告別・収骨スペースを設ける

※別途、将来保冷库を 4 庫増設できるスペースを確保する

※増築整備箇所は、北側駐車場スペースとし現在の火葬棟を延伸する形で 2 階建ての建物を増築する

3. 整備事業経費の概算

整備基本方針案では、火葬炉及び関連施設の増設増築の計画とともに、既存部分の設備に係る修繕更新計画も示しており、それぞれに必要な経費を算定している。

このうち「増設増築計画」については、現状の火葬炉数で対応できるのは 2029 年（平成 41 年）までとしており、2029 年から 2060 年にかけての火葬需要に対応できる施設整備が必要となることを踏まえ、この増設増築にかかる経費を約 30 億円と見積もり、その事業執行は 2026 年度（平成 38 年度）から 2029 年度（平成 41 年度）とした。

また「既存施設の修繕更新計画」に係る経費については、2037 年度（平成 49 年度）までの 20 年間で算定し、約 29 億 4 千万円とした。

このため、後段「5. 組織区の負担」のとおり、組織区の負担をまとめている。

4. 整備事業の財源

整備事業の財源は、組合規約に基づく組織区負担金を充てることとしている。また、増設増築

計画に係る経費約 30 億円のうち火葬炉の増設に係る経費については、都市計画交付金の対象事業となり得る。なお、都市計画交付金の対象事業費のうち都市計画交付金充当額以外については、財政調整交付金の基準財政需要額に算入するものとされている。

5. 区の負担

(1) 増設増築部分①【火葬場整備事業費】

上記 4 の記述のとおり、増設増築に係る全体の整備費 30 億円のうち、具体的には火葬場整備事業にかかる費用は 6 割、18 億円と見込み、これについては都市計画交付金の対象事業となり得る。

この火葬場整備事業経費 18 億円については、平成 38 年度から平成 41 年度にかけて事業の進捗に応じ、各区に年度ごとの支出負担を求めることとしている。

4 か年で想定される目黒区の負担額は、組織区の利用構成比率(以下「利用比率」という。) 4%程度とすると、総額 7,200 万円程度となる。

(2) 増設増築部分②【式場事業関連施設整備費】

特定の財源が見込めない、火葬場整備事業以外の増設増築に係る整備費約 11 億円余については、臨海部広域斎場組合施設整備基金条例に基づく基金を活用し、計画的に積み立てることで対応し、公債発行は行わず利子の負担を抑えることとしている。

積立期間は、平成 31 年度から平成 41 年度の 11 年間とし、毎年 1 億円の積立を計画している。

目黒区の負担額は、組織区の利用比率 4%程度とすると、年度あたり 400 万円、11 年間の総額で 4,400 万円程度の負担となる。

(3) 既存施設修繕更新部分【既存施設に係る修繕更新費用】

既存施設の修繕更新については、総額 29 億 4,200 万円余(平成 30 年度から 20 年間)を見込んでおり、今後毎年 1 億円余の費用が必要となる。

この経費については、その他の経常経費(管理運営経費)に含めて、基本的には利用料収入を持って充てる考えだが、不足分については、相応の金額を組織区で負担する必要がある。

整備基本方針案では、平成 41 年度までの間の管理運営費の組織区負担金を毎年 5 千万円程度と見積もっており、管理運営費の応分負担は 10%を組織区の均等割りとし、残りの 90%を利用比率による応分負担とすることとしていることから、目黒区の負担は、利用比率を 4%程度とすると年度あたり 280 万円程度の負担と推測される。

以上のことから、まず上記(2)及び(3)を合わせた、本区の想定される負担額は、年度あたり 680 万円ほどで、その他に各年度の管理運営費が利用料収入で賄えなかった場合には、その不足額が若干加算される程度である。これが平成 31 年度から 41 年度の毎年の負担額である。

これに加えて、最終 4 か年度(平成 38 年から 41 年度)については、(1)の火葬場整備事業費にかかる負担が加算される。年度ごとに負担額は異なり、最大は最終年度の 4,200 万円ほどである。

なお、本区の本年度の負担額は 1,600 万円余であることから、最終 2 か年度までは現在の負担額を大きく上回ることはない見込みである。(別紙 1 参照)

本区としては、今回示された整備基本方針案による整備を行うことで、今後増加する火葬需要に対応できること、財政負担についてはこれまでの負担を大きく上回るものではないことなどから、組合の提案のとおりとすることで問題ないものとする。

6. 臨海部広域斎場組合の規約改正

臨海斎場開設時に係る経費の負担割合については、地方自治法に基づく一部事務組合である臨海部広域斎場組合規約（以下「規約」という）に定めている。開設当初に行った一時借入や起債については、これまで規約に基づいて各組織区が負担し、平成30年度をもって償還が完了する。

一方、今般の整備基本方針案に基づく増設増築費用の負担が新たに発生することとなる。こうした内容を整理する必要があるため、規約に定めている経費の負担割合を改正するものである。

地方自治法に基づき規約の改正には、一部事務組合組織区の協議を経て東京都への届出が必要であり、届出にあたっては組織区の協議書のほか組織区の議決書の提出が求められる。したがって今般の規約の改正にあたっては、本区の区議会の議決も必要となる。

7. 今後の予定

- | | | |
|-------|-----|-------------------------------------|
| 平成30年 | 8月 | 臨海部広域斎場組合議会において整備計画及び財政計画を報告 |
| | 9月～ | 各区予算編成 |
| | 11月 | 臨海部広域斎場組合規約改正について区議会への議案提出 |
| 平成31年 | 2月 | 臨海部広域斎場組合議会において組織区の協議結果、議決結果についての報告 |
| | 3月 | 東京都へ規約改正の届出 |

以 上

1. 組合設立に至った理由

平成9年から、港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区の5区で研究会を設けて検討を重ねてきたが、その当時、高齢社会の進展に伴い、東京都区部では今後急速に死亡者が増加することが予想されており、この結果、火葬需要が増え、近い将来には現状の火葬能力を超え、区民生活に大きな支障が生じることが見込まれるとしていた。

火葬場は、必要不可欠な都市施設であり、また、その設置、運営においてきわめて高い公共性が求められ、民営斎場の経営が許可されない現状においては、地方公共団体等による建設が緊急の課題になっていた。

また、火葬場の設置・運営は、単一の地方公共団体で経営すると、財政面で負担が大きく、組織区のうちどの区が行っても効率的、経済的な運営は困難と考えた。したがって、この種の事業は、複数の地方公共団体が共同で事業に取り組むことにより、安定した利用と経済性、効率性に優れた経営を図ることが可能となる。全国において本事業を設置・運営する事業主体を見ても、隣接する市町村が効率化を図りつつ一体的に行う事例が多く、その大多数が一部事務組合を設立し、経営にあたっている状況であった。

こうした状況を踏まえ、港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区の5区は2年間にわたる調査研究と事業化検討の結果、火葬と葬儀が行える斎場を共同して設置し、運営することで合意し、平成11年10月に臨海部広域斎場組合の設立に至ったものである。

2. 整備計画等による今後の組織区負担金所要額と目黒区の負担額（推計値）

単位千円

西暦	2019～2025	2026	2027	2028	2029	計
費用事業概要	基金等積み立て期間	基本設計	実施設計	着工～竣工（建設費）		
		火葬炉部分建設費用				

	式場部分建設費及び計画修繕費の基金積立・運営管理費の不足分					
整備計画等 今後の組織区負担金所用額	(毎年) 150,000	200,000	200,000	800,000	1,200,000	3,450,000
うち目黒区の負担予想額*	(毎年) 6,800	8,800	8,800	32,800	48,800	146,800

これまでの目黒区の負担額(年度あたり)	
組合設立以降の平均 (1999年度～)	38,263
直近5年度の平均	28,390
2018年度の負担額*	16,097

* 毎年の管理運営経費を基本的に含むもの

臨海斎場施設整備基本方針(案)概要版 ～施設整備に関する基本的な考え方～

平成27年度に調査委託した「臨海斎場施設整備検討調査業務委託報告書(平成27年12月・日本環境斎苑協会)」を踏まえ、今後も引き続き増加する火葬需要に対応するため、増築施設の整備方針(案)と既存施設の修繕・更新方針(案)を定める。

1 将来火葬需要と必要火葬炉

【将来死亡者数と将来火葬需要】

- 組織区の死亡者数：2015～'19年平均 20,819 人/年 → 2060～'64年平均 33,980 人/年
- 臨海斎場の火葬需要：2015～'19年平均 8,421 人/年 → 2060～'64年平均 13,007 人/年
- 将来火葬需要に対応するための火葬炉基数は 16 基となる。
- 2029 年に現行火葬炉 10 基での対応が限界となり、増設を必要とする。

2 増築施設の整備方針

- ◆長期的な将来火葬需要に対応する必要な諸室及び規模の施設
- ◆2030 年度の事業開始を想定した施設整備スケジュール
- ⇒火葬需要のピークとなる 2060 年までの稼働実績の把握、管理運営費等の調整が必要

3 既存施設の修繕・更新方針

【計画修繕】

- ◆施設現況調査に基づく今後 20 年間(2018～'37 年度)に必要な修繕・更新
 - ・建物、電気設備、機械設備、防火設備等の区分ごとに算定
 - ・火葬関係設備は、炉内耐火物取替、バグフィルター取替等の区分ごとに算定

【増築に合わせた改修】

- ◆炉前階段の移設と 9 号炉・10 号炉用の出入口の設置による会葬者の動線の確保

4 概算費用(増築施設・既存施設・火葬関係設備)

- ① 増築施設の建設等費用(ケーススタディによる概算事業費)
 - ・総工事費+設計料+監理料+火葬炉設備工事費+備品等=約 30 億円
- ② 既存施設(火葬関係設備を除く)の修繕等費用(既存施設現況調査に基づく概算事業費)
 - ・建物部分+電気設備+機械設備+防火設備等=22 億 3,800 万円(20 年間)
 - ・年平均 1 億 1,190 万円
- ③ 火葬関係設備(既存火葬炉 10 基)の修繕等費用(火葬設備調査に基づく概算事業費)
 - ・炉内台車交換+炉内セラミック張替+再燃炉耐火物張替+バグフィルター交換+触媒取替等=7 億 417 万円(20 年間)
 - ・年平均 3,520 万円

■施設の整備場所は北側駐車場を想定

■必要な増築施設の諸室・規模

- 火葬炉：6 基
- 告別・収骨室：6 室
 - ・炉前に告別室・収骨室を独立して設置
- 式場・会葬者控室・遺族控室・僧侶控室：各 3 室
 - ・小規模(30 人程度)な式場の設置
 - ・遺族控室・僧侶控室を個別に設置
- 保冷库：16 庫
 - ・柩保管室に設置
- 火葬待合室：6 室
 - ・小規模(30 人程度)な待合室を設置

ケーススタディによる施設構造

- 2 階建、延床面積：3,388 ㎡
- 1 階諸室
 - 火葬炉
 - 告別・収骨室
 - 式場
 - 柩保管室
- 2 階諸室
 - 会葬者控室
 - 遺族控室
 - 僧侶控室
 - 火葬待合室

■施設整備スケジュール

- ・2018～'25 年度 斎場施設稼働実績の把握、基金積立て、都市計画交付金の調整
- ・2026～'27 年度 基本設計・実施設計
- ・2028 年度 着工。建屋を建設。
- ・2029 年度 火葬炉・式場等を整備。竣工
- ・2030 年度 増築施設での事業開始

5 施設整備に係る財源

算出した概算事業費の財源の確保について整理

- ① 増築施設の整備
 - ・増築費用のおおよそ 6 割となる都市計画交付金及び財政調整交付金の活用
 - ・「臨海部広域斎場組合施設整備基金条例」に基づく基金の計画的な積み立て
- ② 既存施設の修繕・更新
 - ・建物、電気設備、機械設備等は、使用料収入で賄いきれない不足分の費用を管理運営経費として組織区負担金で対応
 - ・火葬関係設備は、使用料収入で対応

補注:本資料で示している増築施設の整備方針については他斎場の動向や事業環境の変化等を注視しつつ、必要に応じて 2024 年度～'25 年度に精査・見直しを検討することとする。